

◎吉井貝塚内樹木の落枝による物損事故について

1 発生日時

令和6年7月22日（月）午前4時30分頃

2 発生場所

吉井貝塚隣接地の住宅

3 被害状況について

7月22日（月）の午前4時30分頃、吉井貝塚内の高木の枝が落下し、隣接する住宅敷地内の物置の屋根等を破損してしまいました。

4 事故後の対応

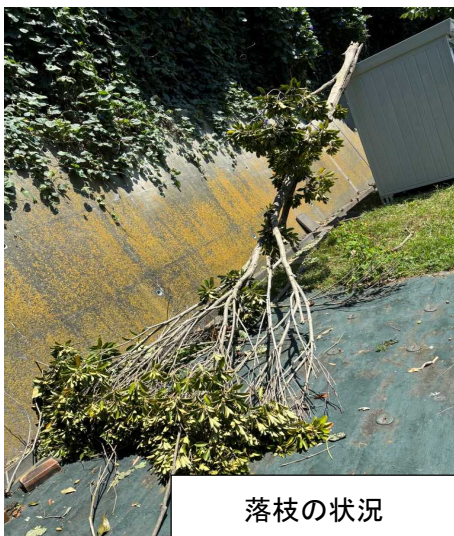
同日午前9時20分に物置所有者から生涯学習課へ電話連絡があり、同課職員が現地へ急行し、被害状況を確認し、正午までに落下した枝の撤去作業を終えました。

作業時に物置所有者が不在だったため、あらためて同日午後4時30分頃、生涯学習課職員が被害者宅を訪れ謝罪しました。

本事故による物置の損害賠償について、令和6年10月25日（金）に相手方と示談し、損害賠償として51,040円を支払いました。

6 再発防止について

吉井貝塚外周の樹木について、直ちに同様の危険性がないか点検を実施し、9月から10月にかけて危険な樹木を伐採しました。



落枝の状況



屋根の損傷状況